

國、即貢上、由是、大國授小錦下位、凡銀在倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇、亦同賜小錦以上大夫等、對馬國貢銀肥云、全無田畝、只耕白田、或置諸租稅、至此島以大豆爲正稅、島中珍貨充溢、白銀鉛錫眞珠金漆之類、長爲朝貢、

神位 官社

續日本後紀、承和七年十一月庚辰、對馬島銀山神預官社、三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島銀山神從五位上、

○附錄

式外神

總社

國本神社

神位

三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島國本神從五位上、

大告刀神社

神位

三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島大告刀神從五位上、

三代實錄印  
本大告刀と  
作る今古本  
に據る

國本一冊本  
に作る

終

跋

本書は鈴鹿連胤翁が、畢生の力を用ひ、冷く數萬の史籍を涉獵し、廣く天下の人士に質疑し、數十年間の日子と、幾多の勞力とを費して編纂せられし書にて、延喜内式の神社は、云ふも更なり、式外の神社も、名だゝるは悉く網羅し、諸國の神名帳も現存するものは悉く之を收載せられたり。古來神社の事蹟を記せる書、頗る多し、いへども、いまだ本書の如く、精細なるはなきを以て、世の學者之を尊重せざるはなしと雖ども、巻帙浩瀚にして、謄寫の業容易ならざるが故に、世に之を所藏するもの絶えてあるなく、たゞ著者の家に正副二本を藏し、内務省神社局に一本を藏するのみ。もし禍津日の禍事などあらむには稀世の珍書を、徒に烏有に歸せしめ、他日臍を噬むとも及ばざらむことを恐る。已等こゝに慨する所あり。大宮兵馬氏を介して、翁の相續者たる鈴鹿義鯨氏に、交渉を試みしに、氏は喜びて之を諾し、その所藏に係る、矢野玄道翁の校正本を貸出し、之を以て直に活版原稿に充つることを許されたり。是に於て之を底本として、更に本書と對校し、句